

令和4年6月2日

第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午後 6 時30分開会

○人権・男女共同参画課長 定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

開会に当たりまして、生活文化政策部長の片桐より御挨拶を申し上げます。

○生活文化政策部長 皆さん、こんばんは。本日は、お忙しい中、令和4年度の第1回男女共同参画・多文化共生推進審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日が今年度第1回の審議会ということで、引き続きの皆様、今期から新たにお願いした皆様、どうぞ2年間よろしく願いいたします。

前期はコロナ禍の中で全てオンライン開催ということでしたので、本日が久しぶり、もう2年以上空けての対面の開催となります。コロナの状況にもよりますが、対面を基本にはしていきたいのですが、コロナがこれからどうなるか分かりませんが、我々区のほうでも、現在DXということで推進をしている最中ですので、基本的には対面とオンラインをうまく交ぜ込みながら実施できればよいかと思っていますところでは。

もう1点、今期、当然、審議会の中では男女共同参画・多文化のほうの御議論をいただくのですが、令和6年度から区でも新基本計画を策定するというので、本年度から検討が始まりますので、その検討の状況いかんによっては、プランのほうに、多文化で言えば令和6年度からの策定なので間に合う部分、男女については策定したばかりなのですが、どうなるか分からないのですが、修正反映していくような可能性もありますので、そこはまた皆様方に御相談しながら進めてまいりたいと思っております。

本日は協議事項1件と報告事項3件を予定しております。時間の関係はございますが、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

開催に際して、3点ほどお知らせがございます。1点目、この審議会は、傍聴を認め、公開で行います。2点目、審議会での議事について、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開させていただきます。そのため速記事業者が入りまして、録音をさせていただきます。3点目、内部の記録用として写真の撮影をさせていただきます。以上3点について御了承くださいますようお願いいたします。

また、本審議会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日は委員の皆様、15名全員御出席いただいておりますので、会議は成立しております。

それでは、委嘱状の交付をいたします。本来であれば皆様お一人お一人にお渡しさせていただくべきところですが、本日は時間の都合上、皆様の席上に配付させていただいております。大きい茶封筒に入っておりますので、内容を御確認いただければと思います。

なお、任期については令和4年5月31日から令和6年5月30日までの2年間となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、配付資料を確認させていただきます。

まず次第がございまして、資料1、委員名簿、資料2、審議会について、資料3、部会構成員（案）、資料4、男女共同参画センター運營業務委託事業者募集について、資料5、ウクライナ避難民等への支援について、資料6、令和3年度の苦情の申立て等の処理状況について、資料7、審議会及び各部会年間予定表。足りない方はいらっしゃいませんか。

それでは、次第の3、各委員及び事務局の紹介に進みます。資料1の名簿を御覧ください。名簿のとおり、上から事務局で御紹介したいと思います。

#### （委員紹介）

以上15人の委員の皆様で、第3期、2年間の任期で進めさせていただきたいと思えます。

続いて、事務局を御紹介します。

#### （事務局紹介）

次に、次第の4、会長と副会長の選出に移らせていただきます。

まず、本審議会及び部会について、担当係長より簡単に御説明します。

○事務局 では、資料2に基づいて男女共同参画・多文化共生推進審議会について簡単に御説明いたします。

まず設置根拠ですが、2つあります。世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例、また、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則になります。

2の概要ですが、(1)審議会についてです。この審議会は、男女共同参画・多文化共生施策を統合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議することを目的とした、区長の附属機関になります。

区長の諮問に応じて行動計画に関する事、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関する事項について調査審議をして、区長に対して意見を述べていただきます。

(2) 委員について、学識経験者、区内に住所を有する者、その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱をいたします。

人数は15名以内となっております。

また、任期については2年として、再任が可能となっております。

(3) 部会についてです。審議会には、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため、または調査審議を効率的に行うために部会を設置いたします。部会には2つ、男女共同参画推進部会及び多文化共生推進部会があります。

(4) 審議会・部会の開催予定についてですが、審議会は年間2回から3回、部会についてはそれぞれ2回から4回程度の開催を予定しております。

その他、裏面に設置根拠の詳細を書いておりますので、御覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

○人権・男女共同参画課長 それでは、会長と副会長を選出させていただきます。条例施行規則第3条に、会長については皆様の互選で、副会長については会長の指名で選出することにさせていただいております。

まず、会長について適任と思われる方を御推薦いただきたいと思います。どなたか御推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

○委員 江原委員が適任だと思いますので、前期に引き続き江原委員に会長になっていただくよう推薦させていただきたいと思います。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。ただいま、会長に江原委員をという御推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。江原委員を会長に選出する意見に賛成ということですので、会長職は江原委員に決定とさせていただきたいと思います。

では、会長席にお移りください。

〔会長席に着く〕

○人権・男女共同参画課長 では、早速ですが、会長より就任の御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお祈いします。

○会長 皆様、会長に推薦していただきまして、どうもありがとうございます。役に立つのかなと思っておりますが、この審議を、皆様の活発な御意見を、なるべくたくさんいただけるように、また、審議の流れがスムーズであるように努力していきたいと思いま

す。私が議事進行において心がけていることは、(毎回同じですが)、時間厳守ということです。時間どおり終わるということをお約束いたしますので、審議のほうをよろしく御協力のほどお願い申し上げます。(拍手)

○人権・男女共同参画課長 どうもありがとうございました。それでは、これからの議事については会長にお願いしたいと思います。江原会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、ここから副会長の選出を行いたいと思います。先ほど皆さん、お手元で確認していただいたと思いますが、副会長については会長が指名すると条例施行規則に規定されておりますので、私から指名させていただきます。副会長は山協委員にお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

( 拍 手 )

○会長 では山協委員、よろしければ副会長席にお移りください。

[副会長席に着く]

○会長 では、早速ですが、副会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副会長 私、この委員は3期目になるのですが、世田谷区は、男女共同参画の会議と多文化共生の会議が両方あって、それが一体になっているというのが本当に全国でもユニークな特徴だと思うのですが、第1期のときは、ただ2つあるだけという感じがしましたが、第2期で少しくロスし始めたというか、そんなところも出てきたかなと思うのですが、ぜひ第3期では、男女共同参画の議論の中に多文化の視点をより入れていただいたり、多文化共生の部会の議論の中に男女共同参画あるいはジェンダーの視点を取り入れて議論を進めることができればよいと思っております。

あと、やはり多文化共生の議論をしていく上で外国人委員の方の参画はすごく大事だと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。(拍手)

それでは次に、次第5の(1)協議事項に進ませていただきます。各部会の委員及び部会長の指名でございます。このことについて、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 では、御説明します。資料3の部会構成委員の案を御覧いただければと思います。こちらは事務局で作成した案になっております。皆様に男女共同参画推進部会、あるいは多文化共生推進部会、いずれかに属していただきたいと思っております。こちらの資

料を参考に、皆様の御意見や御希望をお伺いして決定していければと考えております。部会構成委員が確定しましたら、各部会より1名ずつ部会長を選出していただきます。なお、公募委員のお二人におかれましては、区民目線で広く御意見を頂戴したく、両部会へ所属していただきたいと考えております。

事務局からは以上になります。

○会長 どうもありがとうございました。今の説明及びこの資料について御質問、御意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。御希望でも結構ですし、御質問でも結構です。よろしいですか。

それでは、こちらのほうは原案のとおり決定させていただきます。よろしいでしょうか。では、資料3の原案どおり決定ということにいたします。

続いて、部会長の選任を行います。部会長については、条例施行規則第6条により、「会長の指名する委員をもって充てる」ということとさせていただきます。男女共同参画推進部会の部会長は会長の私が、多文化共生推進部会のほうの部会長は副会長の山脇委員にお願いいたします。皆様、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

(拍手)

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、次第5の(2)報告事項です。まず①世田谷区立男女共同参画センター運営業務委託業者募集について、まず事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 こちらも事務局より資料4に基づいて説明してまいります。

まず1の事業者選定の概要です。世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画――以下、プランと言いますが、必要な方策と推進体制に掲げる、男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画センターらぶらすの機能を充実させ、区民の認知度の向上と利用者の増加を図るために、施設の運営と講座等の男女共同参画事業を一体的に行える事業者を選定するものとなります。

事業者の選定については、専門的な知識や、普及に関する実績、施設管理・事業展開に要する人材の配置、事業者の適正な経営規模等が求められてまいりますので、プロポーザル方式での実施を予定しております。

2の選定スケジュールです。手続開始については令和4年9月を予定しております。その後、事業者向けの施設見学会、提案書の提出があります。審査期間としては令和4年12月頃までとします。同じく令和4年12月に選定結果を通知して、令和5年4月1日より契

約を始めるといような流れになっております。

3の後期計画における「らぷらす」の位置づけですが、「らぷらす」については、その運営方針とか施策を男女プランにて記載しております。ですので、次期のプロポーザルにおいても、男女プランに掲げている内容を着実に推進していく事業者を選んでいく必要があります。

プランの中では、中間評価からの成果と課題、見直しの視点、今後の方策について記載があります。

ここではお時間の都合もあるので、プランの「らぷらす」に関する記述全ページを読み上げることは省略させていただきます。今日は資料4の中で、プランに掲載されている内容を一部抜粋しましたので、こちらを基に説明してまいりたいと思います。

まず、プランの中間評価からの成果と課題についてです。

らぷらすは、地域で男女共同参画を推進する拠点として、基本目標ⅠからⅣ全てに係る事業を総合的に展開しています。ちなみに、基本目標Ⅰは、あらゆる分野における女性活躍推進、基本目標Ⅱは、ワーク・ライフ・バランスの着実な推進、基本目標Ⅲは、暴力やハラスメントのない社会の構築、基本目標Ⅳは、多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築となります。

性に起因した社会的な格差・困り事を緩和し、社会への参画、さらには活躍ができるように、らぷらすでは講座、イベント、居場所事業や相談事業など、その形態も様々にしながら取り組んできております。

その事業のテーマについても、ワーク・ライフ・バランス、DV防止、セクシュアルマイノリティー、女性起業家支援など多岐にわたっております。

らぷらすでは、こうした事業を通じて、利用者が抱えている悩み、課題に気づくこと、それから解決のために適切な地域資源につなげること、実生活の中で実践、活用してもらうために動機づけをしていくこととしております。こうした気づき、つなぎ、動機づけの一連の段階を、その利用者さんに寄り添って伴走し続けることで、その方が自らの望む生き方や活動を選択できるようエンパワーメントを行うということを追求してきました。

今後は、こうした事業をベースにしつつも、より幅広い区民が利用できる施設を目指すとともに、団体同士をつないで、協働で事業を行ったり、庁内の専門機関、それから民間の相談事業など、様々なところと連携して、困っている人を適切に支援につないでいくなど「地域に開かれたらぷらす」としての充実が必要になってきています。

次に、見直しの視点ですが、今後一層、男女共同参画の視点を持って地域の活動団体をつなぎ、困っている人を支援につないでいくための中間支援組織としての役割を担うなど、地域共生社会の実現に向けた考え方に基づいて事業を強化しますとしています。

見直しの視点に基づいて、方策1、男女共同参画センターの機能の充実という項目では、どのように事業展開をしていくかをまとめています。その中では、区民に寄り添い、社会状況やその時々の変化を捉え、区民ニーズを捉えながら事業を展開し、男女及び多様な性を含めた全ての人々が尊重される男女共同参画社会実現を目指す拠点としての役割を果たしていきますとしています。

続いて、資料4の2ページ目の図表を御覧ください。こちらには課題、見直しの視点も踏まえ、具体的な施策を4つ掲載しております。

施策1は、地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実、施策2は、区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実、施策3は、地域との連携強化・利用促進のための情報発信の強化、施策4は、講座・研修、情報収集・提供、相談事業機能の横断的展開です。

これまで実施してきた講座、イベント、居場所事業、相談事業は施策4として中心に置きながら、施策1から3を展開していくというようなイメージです。

ここでもキーワードは「地域に開かれたらぶらす」となります。例えば施策1については、地域懇談会や運営協議会といった会議体を予定しております。施設の在り方を区民や地域の団体の皆さんと共に考えていく、そうした仕組みを強化していくことで、より区民に寄り添った、区民ニーズを捉えた事業展開にしていきたいと考えています。

施策2は、区民企画協働事業や交流会、イベントといった機会を活用し、らぶらすを介して、より多様な交流ができるようにしていきたいと考えています。らぶらすと団体、団体と団体、団体と区民などいろいろなつながりが生まれることは、今後困っている人を適切に地域資源につないでいくというところにもつながってくると考えています。

施策3では、来てくれること、利用してもらうことを待つだけではなく、アウトリーチ型の方法での情報発信の強化を考えています。らぶらすがどのような施設なのかを知っていただくことはもちろんのことですが、男女共同参画というものが難しいものではなく、身近な話題であるということを発信していき、らぶらすのことを知ってもらう、それから男女共同参画への理解を深めていけるような機会をつくっていきたいと考えています。

資料4の3ページ目を御覧ください。令和3年度に「らぶらす」あり方検討会を実施し



ました。地域で活動している団体の皆様にお集まりいただいて意見を伺いました。その中でいただいた意見をまとめていますので、参考までに御覧いただければと思います。

お時間の都合で恐縮ですが、一部を抜粋して読み上げていきたいと思えます。

まず第1回目のところからは、「らぷらすは一緒に歩いていく場所。自分たちを元気にしてくれた」、それから「個人が来るより、団体と連携することが求められているのでは」、「いろんな人が関わり、分かり合えることを目指しているのだと思う」、「『COMEではなくIN』。こっちに来てくれではなく、自ら関わりを作ること」。

第2回目では、「らぷらすが区民にどう見えているか。『機能の明確化』、『活動の見える化』が必要」、「中間支援的なネットワーク作りが今後必要とされるのでは」。

第3回については、「国際女性デーイベントを若い世代が発案し、実施まで至った。らぷらすも上手く立ち回りまとめてくれた」、「らぷらすが男女共同参画を推進する施設と言うなら、出向いていく必要があるのでは」、「一方的に作るのではなく、繋がりの中でやっていくこと」、そのような御意見をいただきました。

いただいた御意見にあるように、らぷらすが外へ外へと意識を広げていく、開いていくということが、今後より一層必要になってくるのではないかと考えています。

これまで行ってきたことをさらに地域展開していくことで、地域の中に男女共同参画の視点を浸透させていきたいと考えておりますし、また、区民と共に考える場というものをつくりながら話し合える仕組みもつくっていききたいと思っています。

らぷらすを拠点にして、男女共同参画のネットワークをさらにさらに広げていければと考えています。

事務局からの説明は以上です。

○会長 御説明どうもありがとうございました。今の御説明及び資料について、皆様からの御質問とか御意見を伺っていききたいと思えます。どなたからでも結構です。

スケジュールなども最初にご書いてございます。9月から手続開始ですね。事業者選定が行われるということです。その概要ですが、このような形で順次やっていくのですね。まだ、その手続、事業者公募の資料とかはつくっていないのですね。どうでしょうか。

○事務局 内部で検討はしているところですが、一般の方に、こういう形で公募しますよ、始まりますよという案内は9月からになります。

○会長 例えばそういうところに書くこととして、恐らく先ほど御説明いただいたような、例えば基本目標ⅠからⅣとか、そういうことに即した事業を展開することとか、結

局、そういうことが書かれると思ってよろしいのですね。

○事務局 そうです。実際に公募が始まる時には、参考の仕様書も公開することになりまして、その中で委託の業務がどのようなものか書く項目があるのです。施設の管理とか、こういった講座を運営することとか、いろいろあるのですが、例えばその講座の種類などに、こういった男女プランの中に使われている言葉を引用しながら、こういう講座を展開していくこととか、こういう会議体を運営することといったところは書き込めるかと思っております。

○会長 そういう形で事業者を公募すると。そして今日皆さんにお諮りしたいことは、関連する御希望とか、事業者選定に関連する何か注意すべき視点とかいうことでしょうかね。この内容に対する質問でもいいのですが、事業者を選定することが始まっていきますが、よりよい男女共同参画のセンターとしての機能を行っていくために、例えば事業者選定という機会にどんなことに注意すべきかみたいなことに関連する質問ですね。これでのようなところがちゃんと実現できるかとか、いかがですか。

○副会長 これは質問ですが、多分全国の自治体にこうした男女共同参画のセンターがあると思うのですが、そういった他の自治体のセンターと比べて、世田谷区のこのセンターの特徴はどんなところにあると捉えていらっしゃるでしょうか。

○会長 世田谷区に対する御質問だと思いますが、あるいはセンターに対する質問か、どちらでも。

○事務局 では、事務局から説明をしたいと思います。

男女共同参画センターは全国にありまして、このプロポーザルを始めるに当たり、ほかの自治体の男女センターを見学もさせてもらっています。その中で事務局として感じることは、世田谷区の「らぷらす」は、相談事業とか居場所事業、講座を連携して実施することで、一人の人に長く寄り添っていくという姿勢の中でやっているところに大きな特徴があるのではないかと考えています。

たとえ単発の講座だったとしても、その講座に参加された方が「らぷらすでは居場所事業もやっているんだ」というところで、そこにつながっていったり、あるいはもっと深く悩み事を相談したいということがあれば相談事業につないでいったりといったことができるような仕組みになっています。

きっかけはいろいろだとしても、その方が長きにわたって自分の抱えている課題とか悩み事に向き合いながらエンパワーメントしていくという部分は、すごく大事にしながら運

営させてもらっているかなと考えております。

○副会長 今のが「らぷらす」の強みだと思うのですが、そうすると、弱みはどんな点だと御覧になりましたか。

○事務局 弱みというか、強化していきたいと思うところは、「らぷらす」をあまり知ってもらえていないかもしれないということですね。

あり方検討の中でも御意見をいただいたり、昨年度までに男女プランをつくるというところで、いろいろな団体さんと意見交換をする場を設けておりました。その中で『らぷらす』のイメージってどうですかとか、『らぷらす』を使ったことはありますかという質問を投げかけたときに、もちろん「使ったことがある」とか「とてもよい場所だ」とおっしゃる方も多くいらしたのですが、半分以上の方が『らぷらす』っていまいち何をやっているところだか分からないというようなお話をいただくことがありました。

これだけよいことをやっていたとしても、それが知られていないということは、本当に必要とされている方に届きにくくなってしまうと思うので、届けるための工夫、もっと外へ出ていくとか、そういう情報発信の部分は、もっとやっていってもよいと思っております。

また、世田谷区全体の特徴として、地域で活動されている団体さんがとても多くて、活動がとても活発です。子育て、高齢や、ひきこもりなど、いろいろな切り口、活動があり活発です。そういう団体ともつながりながら、横の連携を取ることがもっとできれば、より男女共同参画ということを知ってもらう機会が増えたり、その団体を通じて「らぷらす」を知ってもらうことができる。逆もありで、「らぷらす」を介してそのいろいろな地域の活動を知ってもらう、団体につながっていくということが考えられるので、そういうところはもっと強めていき、連携を強くしていかないといけない部分だと考えています。

○副会長 ありがとうございます。

○人権・男女共同参画課長 補足させていただきます。先ほど会長から、この審議会でもんなことを議論していただきたいのかという問いがあったと思うのですが、確かに具体的な仕様についてお話しいただいても構わないとは思いますが、どちらかという、男女共同参画の施策の中心、中核というか、ほとんどの部分が「らぷらす」で展開されているということが実態だと思うので、すごく重要な拠点であると認識しております。

前期についてはプランの策定に向けて、この審議会中心に議論いただいていると。その男女共同参画プランを体現していくための重要な施設として「らぷらす」があるという認

識がありますので、そのプランの実現に向けて、バランス的に、先ほど事務局から説明した資料4の例えば2ページの大きな構造の考え方について整合が取れているかとか、そのプランの実現に向けて「らぷらす」がどのように役割を果たしていけるのかというような大きい視点での御議論などをいただくとよりありがたいかなと考えております。

○会長 この審議会ですどのような御意見、御審議をいただきたいかということの区のイメージをいただきました。それを踏まえていかがでしょうか。

私は本当に直接聞いてしまいますが、こういう仕様で事業者を募集しますよね。そのときに、その事業を実際に行うような人員とか人数、またそのときの労働条件なども書いてもらうのですか。そこら辺のイメージができないと、やや分からないことと、他の市町村とか区と比較するとき、人口比において「らぷらす」は一体世田谷の人口比に対して十分な人員や予算が取られているのかどうかという視点も、やはり重要だと思うのですね。

すみません、何か金目の話をしてしまって、本当に現実的なのですが、そこも含めて比較をいただけないと、この「らぷらす」の事業がどのくらい有効にうまくいっているのかとか、うまくいっていないとすれば、もしかすると予算が足りないのではないのかとか、広報が足りないのではないのかということも考えられますので、それらを比較するようなデータがあると、私たちも判断しやすいと。

もっとお金を使ってもいいのではないのかとか、いや、随分使っている割には効率的でないよねとか、いろいろなことが言えると思うのですが、ちょっとすみません、まず最初の公募条件のところに、もちろんそういうことを書く欄があるのでしょうかね。

○人権・男女共同参画課長 まずプロポーザルの提案条件として、提案限度額というものをお示しするということが前提になります。その中でどういうことをやっていただけるのかを、事業概要というものをお示しし、それに対して提案いただく中で、こういう項目について必ず提案内容に盛り込んでくださいと、こちらからお示しするのですが、らぷらすで言うと、やはり大事なものは人材、そこで働く職員が非常に重要なのかなというようなところがあるので、どういう人員構成で、どのような役割分担でやっていくのかは、提案内容には必ず書いていただこうとは思っております。

ただ、会長おっしゃるように、人口規模に対して必要量なのかどうかとか、予算が足りているのかどうか、大変重要な御指摘だと思うのですが、それはこちらのほうの責任としてやっていくような形にはなりまして、御指摘いただくことは大変ありがたい話ではあるのですが、それを受けてこちらの中で、委託業務なので、予算、財政部門との調整はこち

らの役割として入ってくるような形になります。

○会長 当然ですが、そのような事業評価みたいなことを行うときに、私たちはある意味素人ですから、全然知らないわけですね。同じようなセンターがあるけれども、大体どのくらいの予算規模でこんな事業ができているのかが分からないと、らぶらすが良いのか悪いのかみたいなことを簡単には評価できないということが1つですね。

それはちょっと別な話として申し上げたのですが、そういうものを参考資料のような形で、いつでも結構ですから、この長い審議会の間にお示しいただけると、私たちも、他のセンターを見るときの一つの視点として有効に活用できると思いますので、ぜひそういう具体性のあるような、審議に関連するようなデータを出していただけるとありがたい。

それから、専門性について、前に申し上げたことは、私はちょっと心配しているところがあって、男女共同参画センターを、世田谷ということではなく、全国について心配しているのですが、やはり労働条件が悪いということがとてもよく言われています。

そうだとすると、一定の労働条件を確保した上で予算、人員、賃金の積み上げが上がってくると思うのですが、どんな専門性かだけではなくて、その方に対してどの程度まともな謝金というか、賃金というかをその方に払った形でこれだけの予算が積算されるから、このくらいの事業規模になりますというようなもの、そういうものを見るときに、単に安くしてよい仕事をしてくれるからよいのではなくてですね。

やはり私としてはですね。男女共同参画センターなのだから、その内部の働く方々にも適切なディーセントワークという形での待遇を行うべきである、区の事業であれば当然のようにと。そういう視点で、ぜひ事業者を選定していただきたいと私は思っております。これはどの市町村にも言いたいことなので、お願いしますと思いましたが、このことを含めて皆さん、御意見はいかがですか。

何でも結構ですが、むしろ区のほうからあった資料4で、これでよいのかとか、もうちょっとこういう視点を付け加えたらよいとか、その類いの御意見がありましたら、区のほうは御希望だということですが、ほかのことでも結構です。

○委員 質問なのですが、今は(2)報告事項の①をやっているわけで、資料4ですが、この推進審議会と募集過程のプロセスというか、作業自体について、この審議会はどう関わるかというようなことについて、ちょっとイメージを、今日は御報告ですので、審議事項ではないと思うのですが、もうちょっと教えていただければと。

というのは、私は他の複数の自治体で、やはり同種のセンターの請負事業者というか担

当事業者の選定の審査とかもやったことがありますし、それから、その2年お願いした後の評価の審査委員とかもやったことがあります。それは同種の審議会の委員になっていたのもので、そのつながりで、派遣ではないですが、指名されていました。

選定の場合はどういうメンバーだったか、ちょっといろいろ交じってしまって、申し訳ありません、正確に申し上げられないのですが、評価の場合には、公認会計士の方が委員長を務めて評価されたりというようなことをやりました。

ですから、この審議会の場で何をどうやるのかということで、これは委託業者募集について今御報告いただきましたが、そして審査期間等があるのですが、この場で審査するわけではないと思うのですね。

○会長 違います。

○委員 違いますよね。この審議会としては、この募集については、ちゃんと把握しておいて、どういう方向でその業者の選定基準等について、細かいことは言えませんが、その大きな方向性についての意見交換をするという理解でよろしいのでしょうか。ちょっとその辺がごちゃごちゃになってしまったので、もう少しお話を伺えればと思います。

○会長 では、まずそちらで。

○事務局 ありがとうございます。今、委員がおっしゃったとおり、今回、審議会の場では報告事項になるので、ここで議論をすごく活発にしたいというわけではないです。実は第1回の男女部会が6月末に行われるのですが、そちらでは、今度は審議事項という形でかけて、もう少し意見をいただきたいとは思っております。

先ほど申し上げたとおり、この男女共同参画センターらぶらすが、男女プランを体現していく一番の中心核になる施設になっていくので、その男女プランを着実に推進していくに当たって、どういうところが大事かとか、この図にもありますが、そこの整合性がきちんと取れているか、事業者選定をしていくに当たって、どういうところを欠かさずチェックしていくことがよいかとか、そういうところの意見交換をさせてもらいながら、最終的には事務局で、参考の仕様書とか選定基準はつくっていくことになるのですが、そこに向けて大事な方向性というか、ここは落としてはいけないというところの御意見をいただければと考えています。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 分かりました。

○会長 というわけで、いかがでしょうか、大きな方向性で。

○委員 ありがとうございます。繰り返しになってしまっただけで申し訳ないのですが、やはり世田谷区の皆様は、LGBTQ、性的マイノリティーの取組について日本をずっと牽引いただいている素晴らしい取組をしていただいていると思います。その中で「らぷらす」がされていることも非常に貢献度が大きいことだと思っています。

やはり世田谷区に対する影響を常に図っていただいているところと思いますが、他地域の男女共同参画センターも、LGBTQの取り組みを進める際に「らぷらす」にヒアリングに来られることも多いと認識していますので、そのような区外に対する影響とか地域に対する影響はすごく大きいと思いますので、そこもぜひ、これまでされてきたことを評価に含んでいただくと、すごく見えにくいところでたくさんしていただいているものも評価に入れていただくと公平なのかなとは思いました。

○会長 今のことも、ほかのことも結構ですが、いかがでしょうか。

○委員 働き方の観点からですが、多様な働き方とかを推進していくことはこれからもテーマになっていくと思うのですが、割とこういうところへ相談に行くと、正規雇用とか就労という形の出口の設定が多分多いと思うのですが、これからの選択肢としては、もう少し多様な働き方、フリーランスとか起業とかだけでもなく、いろいろな働き方を組み合わせ、ライフステージに合わせて組み立てていくような力も必要だと思うのです。

キャリア相談に乗られる方が、どれだけそういう新しい働き方とか制度の変更について御存じなのかは難しいところだなと思っています。ですので、なるべくそういうところをカバーできるような連携を、ちょっと評価に加えていくとかもそうかもしれませんし、キャリアというものも非常に幅広くなっていますので、その観点で何か仕様なりに追加いただけると、よりよいのかなと思います。

○会長 どうもありがとうございました。専門性に関わる知識ですね。ほかにいかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。これからこの事業を担ってくださる応募があると思うのですが、らぷらすは、例えば外国人の方々にとっても使いやすいところであるように、多言語対応だったり、やさしい日本語の取り入れだったり、HPとかSNSについてもそれが多くの言語にも訳されるような形でというようなこともあればありがたいなと思っています。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。ほかにございますか。それでは、この辺でこの報告事項についての意見交換を終わらせていただきたいと思います。

それでは、次に②の報告事項に移らせていただきます。ウクライナ避難民等への支援について、事務局から御説明をお願いいたします。

○文化・国際課長 それでは、ウクライナ避難民等への支援について御報告いたします。

1の主旨を御覧ください。日本に避難する避難民の区での受入れに際しては、庁内プロジェクトチームを設置し、避難民のニーズに対応した多面的な支援を切れ目なく行えるよう、具体的な支援について取り組んでおります。現在の状況及び今後の支援に向けた取組について報告をさせていただくものです。

2の対応経過を御覧ください。2月24日のロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻に伴い、3月23日には区長の指示を受け、避難民支援に向けたプロジェクトチームを発足いたしました。そして4月上旬には出入国在留管理庁に対して、世田谷区として避難民支援の受入れをはじめとした支援を進めていくことを正式に申し出た後、国と連携して進めているところです。また、この内容は議会等にも報告をしているところです。

3、避難民の状況及び世田谷区在住のウクライナ国籍者の状況についてです。(1)国内への避難者数の状況については、5月30日時点で1149人となっております。(2)区内に在住するウクライナ国籍の区民の人数は、5月30日時点で50人です。これは区に住民登録がある方のうち、ウクライナ国籍の方の人数となります。

ウクライナ避難民の方は、まず住民登録の対象外である短期滞在での在留資格で入国され、その後、就労が可能な特定活動の資格に切り替わった段階で、区への住民登録を行うこととなります。

4の現在の支援状況でございます。区営住宅の13世帯分の確保、通訳の確保をしております。区営住宅の情報については、出入国在留管理庁にも報告し、現在、国が確保したホテル等に一時滞在している避難民の方にも情報提供されております。

通訳についてですが、これまでもこの委員会で報告した各総合支所のくみん窓口に配置されているタブレットを活用したテレビ通訳システムを活用していきます。

5の避難民への支援についてです。内容は以下(1)から(4)の内容になります。全てこれは一般会計補正予算の区議会での議決を条件とするものですので、御承知おきください。

まず(1)の支援金の支給についてです。これは区内に在住し、ウクライナ避難民の家族等を自宅などで受け入れている方を対象に支援金を支給するものでございます。国の委託により日本財団は様々な経済支援を実施しておりますが、御家族等を自宅などで受け入れる際には、例えば寝具をそろえたり、住環境を整備する費用がかかることが想定されます



が、国の支援は、新たに公営住宅や賃貸住宅に入居する方のみで、自宅で避難民を受け入れる方は支援の対象となりません。その部分を世田谷区として支援するものです。

支援金額ですが、支援者1世帯当たり10万円とし、30世帯を想定して、合計300万円となります。

(2)の多言語対応ですが、避難民宛ての案内文の翻訳や相談を受ける際の通訳派遣などを予定しております。なお、これらの経費の一部は国からの補助対象にもなります。

(3)の避難民の相談体制の充実としては、外国人支援に取り組むNPOなどと連携し、避難民の生活支援や手続支援を実施いたします。

(4)避難民支援に向けた啓発としては、イベント等における平和への啓発、寄附の呼びかけを行います。6月23日ですが、北沢タウンホールにおいてチャリティー映画イベント「ひまわり」という映画の上映会を予定しております。こちらのチラシが添付されております。この上映会は区とせたがや文化財団の国際事業部との共催で実施するものです。

裏面を御覧ください。(5)その他ですが、①避難民のニーズに丁寧に対応しながら、保健・医療・福祉、日本語教育、就労、就学などの生活支援に庁内で連携を図りつつ取り組んでまいります。また②で、ウクライナ情勢に起因し、他自治体において在留ロシア人への差別的な対応について報道されております。こうした不当な差別や偏見がないよう、啓発にも取り組んでまいります。

5の国外で避難民支援に取り組む団体への支援でございます。こちらも一般会計補正予算の区議会での議決を条件とするものですので、御承知おき願います。

(1)支援目的です。現在650万人——これは報道によりますが——を超える多くの避難民の方々がウクライナ国内及びその周辺国での避難生活を余儀なくされております。区の平和都市宣言の下、世界平和を希求する世田谷区として、区内に避難する避難民の支援のみならず、国外における避難民への支援にも取り組んでまいります。

(2)の支援内容です。国外において避難民の受入れ施設の運営や救援物資の提供をはじめとした包括的な支援に取り組んでいる国連UNHCR協会、日本赤十字社に対して寄附金を支出いたします。

6の国際平和交流基金の活用です。これまでお話しした支援内容については、国際平和交流基金を活用していきます。

(1)基金の概要は、記載のとおり、国際平和交流基金は平成元年に国際的な交流及び市民交流の推進により、相互の理解と親善を深め平和の維持と発展に寄与することを目的と

して設置いたしました。令和3年度の基金の残高は約3億6000万円となっております。

(2)のとおり、本基金の設置目的を踏まえ、今後の区内の避難民支援及び国外で避難民支援に取り組む団体への支援のため、この基金を財源として活用してまいります。

7、国際平和交流基金への寄附の呼びかけです。国際平和交流基金については、従来、国際交流や多文化共生施策に活用してまいりましたが、説明したとおり、ウクライナ避難民等への支援にも活用してまいります。このことを区民に広く周知し、区への寄附を改めて呼びかけてまいります。今後「区のおしらせ」やホームページでの周知、イベントでの呼びかけを行ってまいります。

8の今後のスケジュールについては、記載のとおりです。

資料として別紙1は、国の支援状況と、裏面は東京都の流れ、別紙2は、避難民受入れの流れと現在のPTのメンバーの詳細です。

別紙2の世田谷区の庁内の連携体制としては、これだけの部が横断的に連携を組みまして、一人一人のニーズに合わせた支援を行ってまいりたいと考えております。国から、もう本当に毎日のように様々な新しい支援メニューが出てくるのですが、そのたびにこのメンバーには随時情報を共有して進めております。

説明は以上でございます。

○会長 御説明どうもありがとうございました。今のウクライナ避難民等への支援についての事務局からの御説明及び資料について、御質問、御意見などがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 1枚目の5番目に「支援(予定を含む)」とあります。その中の支援金額ですが、支援者1世帯当たり10万円、これは一時金ということでしょうか、それとも毎月定額で支援ということになりますか。

○文化・国際課長 一時金です。住環境を整えたり、新たに寝具を買ったりといったことが想定されますので、一時金ということ考えております。

○委員 そうしますと、毎月の月額幾らみたいなことでは、まだそこまではお考えになっていらっしゃらないのですか。

○文化・国際課長 こちらについては次のページの別紙1を御覧ください。国の対応として、身寄りのある方に関しては、日本財団がこの金額を生活費として1名につき年100万円を出すと聞いております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしければ次の御質問に移らせていただきます。いかがでしょうか。

○副会長 先ほど3の御説明の中で、世田谷区在住の避難者の数は何人になるという御説明だったのでしょうか。この50人というのは、あくまでも登録している人ということでしたよね。実際に何名の方がウクライナ避難民として世田谷にいらっしゃるか教えてください。

○文化・国際課長 確かに50人というのは、現在、住民登録をされている方です。今現在の避難民については、何人ということは把握できない状況です。別紙2のとおり、各相談窓口にご相談があった方々には、住民登録や支援金等の御案内をするとともに、区では、庁内でPTをつくって連携しているということ、そして文化・国際課でその支援を中心に行っていることを説明し、そこに情報提供をしてよいかと確認していただいて、了承された方へ、個別に連絡を取って支援をしていくという形になります。ですので、例えば区の支援が必要でなくて、実際に親族のところに入っている方たち一人一人については、把握していないという状況があります。

○副会長 そうすると、把握している人数は何人になるのですか。

○文化・国際課長 今把握している、こちらにアプローチがあった方は4名です。そして、身寄りのある方です。

その他、もう一つの流れとして国からの流れがあります。国は世田谷区と同じように、いろいろな企業なり自治体が、受け入れることを国に申し出ています。それが1000団体ぐらいあるそうなのですね。国はまず、空港に来た避難民の方たちのニーズを把握します。そのニーズに応じて、全国のホテルに滞在しながら全国の支援団体とマッチングをするという流れになります。

世田谷区もマッチングに申し出ておりますので、世田谷区にも、どうですかという話がありました。違う区を選んだということも、実際はございます。

○会長 なかなか難しいのですね。別紙1の裏面、東京都の対応状況の【備考】欄に168名の避難民が在留とありますが、これは都ですね。

○文化・国際課長 東京都が把握しているものが168名ということですよ。

○会長 都としてはそれだけで、たしか日本全体では1149名ということですので、東京都が168名、これは6月2日時点ということで、都営住宅に57人が入居済みであると。そして世田谷では4名の方が御相談に来ていて、それに対応はしていると。あと、ほかにいらっしゃると思うけれども、今のところよく分からないと。

○文化・国際課長　そして、今後ですが、支援金の補正予算が通りましたら、支援金の御案内を全世帯にさせていただきます。その中でも、何らかの支援が必要だという方は把握できるのかなとは思っております。

○会長　現状を把握するのに、ちょっと難しいので手間取っておると思いますが、御意見等も含めて結構です、これでは足りないとか、いろいろあると思います。

○委員　御説明ありがとうございました。今回、避難民の方を支援されるに当たって、スタッフ、支援側にウクライナの方、例えば日本に住んでいるウクライナの方などの関わりはありますでしょうか。というのは、今、私は横浜市の国際交流協会で、直接そういった支援のことをしているのですが、ウクライナの方のスタッフに、今、毎日常駐で来ていただいています、その方たちからいろいろなヒアリングをしたり、文化の違いなどを説明いただいて、きっとそこで少し文化や言葉などに親しみを持つことが、避難民の方と接するに当たって、非常に大事なのではないかと感じておりました、お尋ねしたいと思えました。よろしくをお願いします。

○文化・国際課長　私たち職員の中に、ウクライナの方とか、ウクライナに関連する者はいません。私たちは事務職です。その中でやれることは、まずチームとしてきちっと制度を整えて受入れをしていく、そしてニーズを把握して、その方たちに合ったことをコーディネートしていくということだと思います。

　専門家ではございませんので、外国の方たちに対して専門的にやっているNPOと連携して、そのところはNPOの力を借りながら対応していこうと考えております。既にその方たちとは会合も持っております。

　やはり困っていることとか、いろいろと専門的な知識があつてこそ、聞ける部分もございます。そういうことは私たちも、自分たちだけで何とかしようということではなく、そういう方たちの力を借りながらニーズに応じた対応をしていきたいと思っております。

○委員　ありがとうございました。

○会長　ほか、いかがでしょうか。

○委員　ありがとうございます。すみません、質問は3つですが、1つ目は、短期で避難民の方が入られて、その後しばらくして特定活動というビザが下りるとおっしゃったと思うのですが、それで働くことが可能ということですが、現時点は4名ということですが、どういう職種とのマッチングを考えていらっしゃるかは1つ目の質問です。

　2つ目の質問は、もし現時点で、既に東京とか世田谷区にいらっしゃるかもしれない

が、この支援のことを知らない場合、どの電話番号とかを使って連絡を取れるか。確かに東京都の電話番号は、この資料の中に書いてあるのですが、これを使ってもよいのか、それとも、もう直接、世田谷区のほうに連絡ができるかということですね。

3つ目はもう少し長いスパンでの話ですが、ウクライナの避難民は、多分、女性と子どもが中心になってくると思います。小学生の子どもたちに対して小学校に入ったときの学習支援というようなものはどのような形で考えていらっしゃるかになります。よろしくお願いたします。

○文化・国際課長 まず1点目、就労に関してですが、就労については、その方のニーズをきちっとお聞きした上でマッチングというか、御相談していく形になります。現在、就労を希望しているという方はいらっしゃいません。これから出てくるかもしれないですが、その方が何のスキルを持っているかもあると思いますので、きちっと聞き取りをして対応していきたいと思っております。

それから、相談の窓口ですが、よくワンストップ相談という表現もあると思いますが、私たちはネットワーク、連携で仕事をしていて、その中心が文化・国際課ですので、私たちのところに連絡していただいて結構です。

3番目は学校教育に関してですが、このネットワークの中には学務課がきちっと入っております。学務課は、子どもたちの就学のことをやって、この外国籍の子ども、もしくは海外から来たお子さんに対する教育相談ということで、支援員を配置しておりますので、対象の方がいらっしゃいましたら、教育委員会と連携していきます。

○委員 分かりました、ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

○委員 すみません、迅速に動いていただいてありがとうございます。世田谷区が積極的に受け入れていくということがよく分かりました。

この有事がいつまで続くかですが、やはり地元にも、ふるさとに戻るものが何よりですが、受け入れる先にばらばらになることはどうなのだろうという気持ちがちょっとあって、やはり同じ国の人がある程度まとまって、コミュニティーができるような状況でないと、精神的に不安なのかなと思ったりしました。

そのためには、支援団体さんがしっかりあって、そういうコミュニティーも一緒につくれるような感じがあると、世田谷区が積極的に手を挙げていく意味もあるかなと個人的に感じたのですが、こういう団体は、世田谷区にいろいろな国ごとにある、ウクライナとか

にも強い団体なのか、避難民さんという形の団体なのか、ちょっと私は分からないのですが、区の中で連携できる団体さんはどのような感じなのかということも教えてください。

○文化・国際課長 国際や区民交流に関する団体はいろいろたくさんあります。国を支援する団体もあれば、その方たちの状況に応じて個人を支援する団体、それから日本語を支援する団体、ウクライナを支援している団体も、確かにございます。

ただし、今は行政としてしっかり受け入れて、その方たちのニーズの中から、団体支援が考えられれば御案内していこうかなと思っています。

特に日本語については、世田谷区にはJCAという団体がございます。そこはしっかりと個別で日本語等を教えておりますので、日本語の支援を、私たちもベーシックなものはやりますが、さらにブラッシュアップしたい人は、そちらの団体につなげるとかということがございますが、まだそこまで行っていないというところが現状です。

○会長 では、どうぞ。

○委員 ありがとうございます。具体的に説明をいただいて、こういう状況なのだなということがよく分かりました。

その中で2つほどですが、1つ目は、多分ウクライナ避難民支援PTというところが大きく活動されて展開されると思うのですが、先ほどからニーズを聞くとおっしゃっていたのですが、例えばどのような人が関わって、避難民に対してニーズを聞いてということ、多分このニーズがうまく聞けないとマッチングもできなかったり、その次の支援につながっていかないということで、うまく相談できないというような人もいらっしゃる、ここまでたどり着くまで、すごく長くかかる人もいると思うので、とても重要なこのPTの組織だと思うので、それをうまく活用させるためにはどのような工夫、とりわけニーズをどのように聞き取られているのかが気になったということです。

あともう1点が、今後の課題となると思うのですが、2ページの(5)その他の②、ウクライナ情勢に関して、やはり先ほど、在留ロシア人の差別の問題が新たに浮上してくる可能性があるとするならば、そのあたりを今後どのように考えていくかは、もう一つの支援の在り方として必要な視点かなと思いましたので、もし見通しがあれば、必要なことは強調されていると思うのですが、何かそれに対してどうアプローチしていこうということがもしあれば、教えていただければと思います。ありがとうございます。

○文化・国際課長 まず1点目ですが、聞き取りに関しては、身寄りのない方は、まず国のほうがきちっとニーズを聞き取るという役割分担になっております。その中で、例えば

この別紙2を御覧ください。左上で、避難民の家族がこういう世帯で来た場合には、もちろん聞き取っていただいた上で、では、この方たちについては、お子さんがいるから学校教育が必要だ、それから子どもの関係だと保育が必要だとか、それからお一人が病気ということなので、この方が高齢だったら高齢福祉課のほうの様々な施策が必要だし、医療的ケアが必要だったら区が行っている医療的ケアで対応していくと、国で聞き取ったものをきちっと引き継いで、これだけの組織を横断的に整えて、それぞれに合ったものをコーディネートしていくという形になります。

身寄りのある方は、もう既に入っていらっしゃる方は、実際は話をしていると、日本語教育が必要だとか、当課ですぐに対応できそうなことが多いのですが、いろいろとケースによっては、全組織で関わる形になると思っております。

2番目の不当な差別ということですが、こちらについては、実際に今そういった声は、例えば区民の声などでは上がっておりませんが、もちろん不当な差別に関しては人権・男女共同参画課と取り組んでおりますので、その中で今後もきちっとやっていきたいと思っております。

○会長 どうもありがとうございました。ほかはよろしいですか。

それでは、次の報告事項に移ります。報告事項の③令和3年度の苦情の申立て等の処理状況について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 では、資料6に基づいて御報告します。

世田谷区では、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例にて、男女共同参画・多文化共生施策に関する事項について、区長に対し苦情もしくは意見の申立て、または相談をすることができるものと定めております。この定めに基づいて区民の方または事業者の方から苦情の申立てがあった場合には、苦情処理委員会に諮問されることになっています。苦情処理委員会では調査審議が行われ、区長宛てに答申書が出されます。答申書が出されたら、それに基づいて担当所管課などが改善を検討いたします。その改善の検討結果を申立者に通知するような流れになっています。

この条例は平成30年に施行されたので、資料6には平成30年度から令和3年度までの処理状況について掲載されています。平成30年度、初年度は1件、令和元年度は1件、令和2年度、令和3年度についてはゼロ件になりました。

簡単ですが、事務局からの説明は以上になります。

○会長 どうもありがとうございました。ただいまの御報告について御質問、御意見があ

りましたらお願いいたします。

○委員 苦情の申立てがゼロ件というのがちょっと意外というか、こういうものなのかなという疑問があるのですが、この原因というか理由はどうお考えでしょうか。

○事務局 そうですね、世田谷区の区民あるいは事業者の方が苦情を全く持っていないということは、なかなか考えにくいので、苦情あるいはそういうものを申し立てようと思ったときに、こういう制度があることを御存じでない方のほうが圧倒的に多いのではないかと考えております。

確かにこの苦情処理の申立ての制度があるということをどれだけ積極的に周知啓発できたかと言われると、そこは弱かったかなというところはあるので、この基の条例自体も、多分御存じない方のほうが多かったり、名前は聞いたことがあるけれども、そんなことまで書かれていたということは知らないという方のほうが多いと思うので、そこら辺の啓発は力を入れていかなければいけないと考えています。

○委員 ありがとうございます。この苦情処理の制度はとても重要だと思うので、今おっしゃったとおり、第三者的な機関としてあるわけですね。なので、啓発というか周知をよりしていただいたほうがよいと思います。

○会長 どうもありがとうございました。ほかに、お願いいたします。

○委員 私も、区民として今、この書面を見て初めて知りました。苦情、あると言ったことはあるのですが、初めてこういうゼロ件という、よいのか悪いのか分かりませんが、きれいな数字を見ました。これはどうやって申請するのですか。例えば電話でとか、書面なのか、そういうことも区民はちょっと分からないので、ぜひその辺も教えていただけると助かります。

○事務局 ありがとうございます。申立ての窓口になるのは私ども人権・男女共同参画課になります。まずはお電話でも窓口でも、こういうことを申し立てたいのだけれどもということを御相談いただいて、最終的には書面で書いていただいて提出というところにはなります。もちろんいきなり書面を出していただいても構わないですし、事前に、こういうのも対象になるのですかと御相談いただいても構わないのですが、いずれにしても、人権・男女共同参画課が担当窓口になるので、お申出いただくという流れになります。

○委員 ありがとうございます。そうすると、1件あったということは、どういう内容であったかということは公表するのでしょうか。

○事務局 そうですね、個人情報とかは、公開しないのですが、どういう申立ての中身、



概要だったかというものと、苦情処理委員会のほうで調査審議があって、こういうところを改善したほうがよいとか、こういうところが問題だとか、そういう答申をいただくので、答申の概要も公表します。最終的にその苦情処理の結果として、制度改正をしましたということがあれば、公表されていきます。いずれにしても、個人情報等は一切明らかにされず、概要ということで公表されていきます。

○委員 分かりました、ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。やはり苦情処理の制度をつくっても使われないということもあるので、そういう制度をつくっておく自治体もありますし、よく使われている制度もあるのですね。ちょっとほかの自治体の様子などを見て、よく苦情処理が機能しているところ——あまりないかもしれないのですが、ちょっとその辺を探って、何かうまくノウハウをいただくということも手かなとは思っています。どのようにやったら有効に活用できるか、せっかくなつくった制度ですから、いろいろな方に利用していただければと思います。

○副会長 例えば、機能している、何かよい自治体を御存じですか。

○会長 私は横浜市をやっていたのですが、あそこは相談が全てなんですね。男女共同参画センターに来る相談で、カウンセラーの方、相談員の方が聞き取って、これは苦情処理に持っていけそうだというものをどんどん流してくるんですよ。

なので、電話するほうは別に苦情だと思っていないけれども、これは苦情処理のパターンに合っているなみたいなものについて、こちらに行って相談したらいかがですかと御本人に伝え、御本人がそれを了承したら、苦情処理の流れに乗っていくということで、年10件ぐらいずつ、かなり水準として高かったですね。380万人ぐらいの人口がいますが、それで年10件というのは、当時の自治体ではかなり多いほうだったということがあります。

多くの自治体はほとんどゼロなんですね。そういうあたりの、ほかにもいろいろやり方はあると思うので、それがよいとは限りませんから、ほかのところも含めて、何かいろいろ御検討されるとよいかと思います。

何か御存じですか。

○副会長 いいえ、分かりません。

○会長 ほかはいかがでしょうか。よろしければ、一応5を終わらせていただきます。報告事項をどうもありがとうございました。

6の今後の予定に移らせていただきます。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 では、資料7の説明をいたします。皆様のお手元には令和4年度の年間の予定表をお配りしております。審議会、男女共同参画推進部会、多文化共生推進部会の3種類の会議体が記載されています。

まず審議会からです。審議会は第1回目が本日となっております。第2回目については裏面になるのですが、11月の上・中旬を予定しております。ここでは多文化共生プランの策定に当たっての考え方について諮問の予定案件があります。

そのほか、男女共同参画、多文化共生推進に関して、審議会の意見聴取が必要な案件があった場合は、ここに追加で入ってまいります。

審議会の第3回目については3月を予定しておりますが、これはその時点で審議会にかける意見聴取が必要な案件がなかった場合は、実施されないことになります。

表面へ戻って男女共同参画推進部会ですが、令和4年度は3回実施を予定しております。第1回目は6月29日で、世田谷区立男女共同参画センター運営委託業者募集についてと、同性パートナーシップ宣誓の制度の見直しについてを諮る予定になっております。

第2回は8月を予定しております。令和3年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取り組み状況報告ということで、プランに登載されている事業の実施状況の報告をいたしまして、皆様にその成果や評価の部分で御意見をいただく予定になっております。

男女部会の第3回目は、裏面にあるとおり2月を予定しておりますが、こちらも、そのときに部会の皆様の意見聴取が必要な案件がなかった場合は省略となります。

最後に多文化共生推進部会ですが、第1回目は7月27日を予定しております。世田谷区内在住外国人の状況について、令和3年度の事業報告について報告を予定しております。令和3年度世田谷区多文化共生プラン取り組み状況報告について協議の予定が入っております。

第2回目は裏面の11月ですが、報告予定案件としては、世田谷区における外国人区民の意識・実態調査の結果報告、協議予定としては、次期多文化共生プランの検討（基本方針ごとの課題の洗い出し、今後の進め方について）に御意見、御議論をいただく予定です。

第3回については、1月もしくは2月の開催を予定しております。次期多文化共生プランの検討に関して、基本方針ごとの検討課題の確認ということで委員の皆様へ御意見を頂戴する予定になっております。

説明は以上です。

○会長 どうもありがとうございました。今後の予定、令和4年度の年間予定表というこ

とで御説明いただきました。ここについて御意見、御質問等ございますでしょうか。

○委員 次回以降は、オンラインとオフラインが併用みたいなイメージでしょうか。

○会長 どうでしょうか。

○事務局 そうですね、冒頭の部長の挨拶にもあったように、混合でと考えております。対面とオンラインのハイブリッド、併用するような形で思っております。ただ、もちろんコロナの感染状況が、今はちょっと落ち着いていますが、また以前のように爆発的にはやり出してとかいうことであれば、全面的にオンラインに切替えということになると思うのですが、そのような形で考えております。

○委員 ありがとうございます。もちろん男女共同参画のことを考えるときに、シングルペアレントの小さい子育てをされている方とかのことは、やはり声を聞いていく必要があると思っていて、オンラインにさせていただくと参加のハードルが非常に下がってくるということが、この1年、2年でよく分かったところかと思うので、今後も継続的にそのような選択肢があるといいななどと思っていたので、本当にありがたいです、よろしく願います。

○会長 ほかはいかがでしょうか、スケジュール予定などについて、よろしいですか。よろしければ、それでは本日の予定案件はこれで全て終了ということになります。

全体を通じて皆様のほうから御質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これで審議を終了して、この後の進行を事務局にお願いしたいと思います。

○人権・男女共同参画課長 会長、皆様、夜分にもかかわらず、初回にもかかわらず活発な御議論、本当にありがとうございます。

直近の予定について改めて御確認させていただきます。第1回の男女部会ですが、6月29日水曜日午前10時から12時までで開催させていただく予定です。次に第1回目の多文化共生推進部会ですが、7月27日水曜日の午後6時半から8時半までで予定させていただいております。

それでは、令和4年度第1回の審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後8時12分閉会